

行政常任委員会報告

平成 26 年 1 月 29 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委員会室

◎日程

1 消防本部

- (1) 火災の発生について
- (2) 叙勲の伝達について
- (3) 平成 25 年中における火災・救急・救助の出動状況について
- (4) 自衛隊第 72 戦車連隊との「災害時の連携に係る協定書」の締結について
- (5) エリアメールについて
- (6) 東京消防庁との交流事業について
- (7) 寄贈について
- (8) 消防水利等の除雪ボランティアについて
- (9) その他

2 教育委員会（教育課）

- (1) 平成 26 年夕張市成人祭について
- (2) S L 館の屋根の雪下ろしについて
- (3) その他

3 まちづくり企画室

- (1) 平成 25 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」第 3 四半期の実績について
- (2) 平成 26 年度「幸福の黄色いハンカチ基金助成事業」要綱の改正及び上半期の募集について
- (3) 夕張市土地開発公社の解散スケジュールについて
- (4) その他

4 産業課

- (1) (株)アクリフーズ夕張工場の現状について
- (2) その他

5 建設課

- (1) 普通河川プトマチャンベツ川災害査定について
- (2) 降雪状況について
- (3) 道道夕張岩見沢線通行止めについて

(4) その他

6 保健福祉課

- (1) 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の公募結果について
- (2) 「滝ノ上季節保育所」の閉園について
- (3) 「夕張市子ども・子育て支援事業計画」策定に係るアンケート調査の実施について
- (4) 「夕張市子ども・子育て会議」の設置について
- (5) 障害福祉サービスに係る特別地域加算の未認定について
- (6) その他

7 財務課

- (1) 平成 25 年度特別交付税について
- (2) 平成 26 年度確定申告相談について
- (3) その他

◎出席委員（8名）

大	山	修	二	君
島	田	達	彦	君
小	林	尚	文	君
高	間	澄	子	君
熊	谷	桂	子	君
藤	倉		肇	君
厚	谷		司	君
角	田	浩	晃	君

◎欠席委員（0名）

【消防本部】

- 1. 火災の発生について
- 2. 叙勲の伝達について
- 3. 平成 25 年中における火災・救急・救助の出動状況について
- 4. 自衛隊第 72 戦車連隊との「災害時の連携に係る協定書」の締結について
- 5. エリアメールについて
- 6. 東京消防庁との交流事業について
- 7. 寄贈について
- 8. 消防水利等の除雪ボランティアについて

9. その他

(大山委員長)

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

次長。

(石黒消防次長)

消防本部からの報告を行います。

まず初めに、火災の発生についての報告をいたします。資料 1 をごらんください。

清水沢清陵町 51 番地で発生した建物火災について。覚知時刻は平成 26 年 1 月 3 日金曜日 6 時 32 分で、出火時刻は同日 6 時 31 分ごろと推定します。覚知方法は、緊急通報システムの煙感知器の発報により受信しております。出火場所は、夕張市清水沢清陵町 51 番地 50-J-4-6 です。鎮火時刻は、平成 26 年 1 月 3 日金曜日 6 時 33 分ごろと推定します。出動状況は、消防ポンプ自動車 1 台出動しましたが、放水はしておりません。焼損状況は、ブロック造一部木造 2 階建て長屋で、住宅内部の収容物が焼損したものです。焼損程度は、ぼやです。出火原因、損害見積額については調査中です。気象状況は表記のとおりです。

火災についての報告は、以上です。

続きまして、叙勲伝達式について報告いたします。資料 2 をごらんください。

平成 25 年 12 月 6 日金曜日 14 時 30 分から空知総合振興局局長室におきまして、叙勲伝達式がとり行われました。

秋の叙勲、瑞宝双光章を受賞された方は、元夕張市消防団団長、大西巖夫さんです。秋の叙勲、瑞宝単光章を受賞された方は、元夕張市消防団副団長、吉野功さんです。第 21 回危険業務従事者叙勲、瑞宝単光章を受賞された方は、元夕張市消防署副所長、石金保さんです。夕張市からは、増井消防長、小西消防団長が出席しています。

叙勲伝達式についての報告は、以上です。

続きまして、平成 25 年中における火災・救急・救助の出動状況について報告いたします。資料 3 の 1 をごらんください。

平成 25 年の火災件数は 5 件で、建物火災が 4 件、その他火災が 1 件です。建物火災の内訳は、全焼 1 件、半焼 1 件、部分焼 1 件、ぼや 1 件となっております。非火災の件数は 4 件です。

次に、救急・救助の出動状況について報告いたします。資料 3 の 2 をごらんください。

救急出動は 573 件で、うち、市外搬送は 296 件です。搬送人員につきましては 519 人で、うち、市外搬送は 302 人です。傷病程度別では、死亡 21 人、重症 83 人、中等症 165 人、軽傷 250 人です。

救助出動は 14 件で、搬送人員につきましては 16 人です。事故種別は、交通事故 11 件、水難事故 1 件、その他の事故 2 件です。

平成 25 年中における火災・救急・救助の出動状況についての報告は、以上です。

続きまして、自衛隊第 72 戦車連隊との「災害時の連携に係る協定書」の締結についての報告をいたします。資料 4 をごらんください。

平成 25 年 12 月 24 日火曜日、北恵庭駐屯地におきまして、夕張市と陸上自衛隊第 7 師団第 72 戦車連隊との間で災害時の連携に係る協定が締結されました。締結者は夕張市長と陸上自衛隊第 7 師団第 72 戦車連隊長です。

協定の内容は、平素における連携といたしまして、情報連絡に係る手段の確保及び体制の充実、資料等の共有、防災訓練、会議の参加などで、災害発生時の連携といたしましては、災害の発生するおそれがある場合の対応、災害発生時における連絡調整所などです。

災害時の連携に係る協定書の締結についての報告は、以上です。

続きまして、エリアメールの運用について報告いたします。資料 5 をごらんください。

エリアメールとは、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国、地方公共団体が配信する災害・避難情報を、対象エリアにいる、NTTドコモ、ソフトバンクモバイル、KDDI 各社の携帯電話利用者に限定して情報を配信するものです。地域を限定して配信するので、回線混雑の影響を受けずに受信することができます。サービスを利用するに当たって、パケット料金や月額使用料などの料金はかかりません。

北海道から配信について。道では、北海道総合行政情報ネットワークにおいて、各自治体及び北海道防災情報システムの登録者に対して各種警報や災害情報を配信しているところですが、4 月 1 日から、エリアメールセンターを介して、対象エリアにいる携帯電話利用者に対しても情報を配信することになりました。

夕張市からの配信について。市では、地震や洪水などの災害が発生したときに、より多くの市民の皆様に災害・避難情報を迅速に伝えることを目的にエリアメールサービスの運用を開始します。気象庁や北海道から配信される情報以外で、市内における避難情報の配信について 2 月 1 日から試験運用を開始し、3 月 1 日から正式に運用を開始します。市が配信する避難情報については、次ページの別紙 1 をご参照願います。

エリアメールの運用についての報告は、以上です。

続きまして、消防庁との交流事業について報告いたします。資料 6 の 1 をごらんください。

東京消防庁において、当市の消防職員 2 名が予防研修と救急研修を行っています。予防研修を行っているのは、警防課予防グループ主幹消防司令、渡邊裕斗です。消防学校においての研修は、予防実務特別研修が 1 月 15 日から 1 月 17 日まで、中級幹部研修が 1 月 20 日から 1 月 31 日まで、八王子消防署においての実務研修は 2 月 3 日から 2 月 14 日までの間、火災現場における原因調査研修、立入検査における違反是正研修を行います。

次に、救急研修を行っているのは、管理課管理グループ主査消防司令補、白戸毅です。消防学校においての研修は、初級幹部研修が 1 月 14 日から 1 月 31 日まで、救急隊長特別研修が 2 月 3 日から 2 月 7 日まで、八王子消防署においての実務研修は 2 月 10 日から 2 月 14 日までの間、救急車同乗者研修を行います。

2 名とも、2 月 17 日に消防総監に研修終了の挨拶を行い、同日帰任いたします。

続きまして、東京消防庁による夕張市消防事情調査の実施についての報告をします。資料 6 の 2 をごらんください。

夕張市消防本部と東京消防庁の交流事業として、4 名の東京消防庁職員が、前期、後期に分けて、当市消防事情調査を行います。調査の目的は、豪雪地帯における消防救助活動上の課題抽出及び効果的な活動要領と消防活動技術の向上に資する実践的総合支援方策についてです。調査期間は、平成 26 年 1 月 14 日から平成 26 年 2 月 17 日までです。調査員につきましては、前期の 2 名は第八消防方面本部機動救助係統括消防司令補、東出勇一さんと、第二消防方面本部機動震災対策係統括消防司令補、原田千春さんです。後期の 2 名は、第八消防方面本部機動救助係員消防士長、蓮沼淳さんと、第二消防方面本部機動総括係統括消防司令補、川原重勝さんです。

東京消防庁との交流事業についての報告は、以上です。

続きまして、寄贈について報告いたします。資料 7 をごらんください。

平成 26 年 1 月 17 日金曜日に、旭川市の大和ユニフォーム株式会社から T シャツ 45 着寄贈していただきました。市長から、内田芳史代表取締役社長に礼状をお送りしております。

寄贈についての報告は、以上です。

続きまして、消防水利等の除雪ボランティアについて報告いたします。資料 8 をごらんください。

平成 26 年 1 月 18 日土曜日に、北寿産業株式会社によりまして、本町の末

広地区の防火水槽 11 カ所、消火栓 2 カ所の拡幅除雪をしていただきました。次に、平成 26 年 1 月 22 日水曜日に、株式会社N I P P O夕張営業所によりまして、若菜・鹿の谷地区の防火水槽 10 カ所、消火栓 2 カ所の拡幅除雪と若鹿分団詰所横の排雪をしていただきました。後日、市長から北寿産業柳沼伸幸代表取締役とN I P P O夕張出張所村田憲紀社長に感謝状を贈呈する予定です。

消防水利の除雪ボランティアについての報告は、以上です。

以上で終わります。

(大山委員長)

その他ございませんか。

消防長。

(増井消防長)

その他 1 点ですが、一部雑誌に消防のことが書かれまして、そのことで皆様には大変ご心配をおかけしたことと思います。その後の消防の対応についてなんですが、私のほうから職員に、これに惑わされることなく、今までどおり市民のために職務に専念してもらいたいという訓示をいたしまして、市長のほうからも年末に訓示をいただきました。その後、コミュニケーションをとりながら本日に至っているところであります。また、2 名の病欠者がおりまして、体制も厳しい状況ではありますが、何とか、本部職員、署と協力し合いながら、今現在やっているところであります。4 月になりますと、今、学校に派遣している 2 名が帰ってきますので、人員的には余裕が出ますし、また、病欠者についても、3 月いっぱいとは 2 月いっぱいということで、復帰していただければ、また少しは楽になるかと思いますが、力を合わせながら、今、頑張っているところでありますので、ご心配をおかけしたことにしておわび申し上げたいと思います。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(藤倉委員)

今の最後の、これに載っていない最後の件で確認をしていきたい。今、消防の体制について、マスコミ等がどう批判しようが、どういう記事を書こうが、ここにおられる消防の幹部の皆さん、それから消防職員が、惑わされることなくやっていると、あなた方思うか、幹部、あるいは、いろいろなことがあるけれども大丈夫ですと、夕張市民の皆さんに心配かけています、

我々幹部がしっかりしていますし、■■■■との話も■■■■とれています、大丈夫です、こうなのか。いや、そうではない。実はこんな心配があって困っているのだということがあるのか、そののところをはっきりしてもらいたい。

(消防長)

確かに、惑わされることなく私たちはやっていかなければならないし、ここで足をとめては市民の皆様にご心配をかけますので、これは責任を持ってみんなをまとめてやっていきたいと思えます。ですが、いろいろな消防にも問題があったことはご存じと思いますが、そのあつれきは、まだまだ、きれいさっぱりと拭い去ることはできない状況ではありますが、少しずつ、みんなで前進して頑張っていく体制をとれるような状況に今なっているということは私も肌で感じておりますので、市民の皆様には今後も心配をかけさせないように頑張っていくという気持ちでおります。

(藤倉委員)

今の言葉に、いろいろなことあるけれども、やっていかなければいけない、やっていけるのだと、そう私たちは自信を持っていますと、そのように受けとめました。

(大山委員長)

ほかに、何かご意見ありますか。

(角田委員)

消防の職員のことについては、これはもうかなり時間も含めて経過がしていることと認識しています。その中で、いろいろ手だてをしていて、簡単にすぐ、こうやったからこうなりましたというものではないのも重々わかっているつもりです。その中で、やはり消防長の言うように、コミュニケーションをとりながらということも含めて言うと、当然、厳しい職務についていることと、24時間という、普通の職員とはまた違う体系の中で勤務するということも含めて言うと、いろいろな形で、想定できない病気等の発生もないとは限らない。そこも含めて言うと、やはり、本来、消防の果たす役割というのは重いし、その責任を含めて言うと重い。でも、そのかわり、皆さんがいて助かる、もしくは安心できるという意味合いからすると、安全・安心のかなめというところの、やりがいも含めて、その中で何とか、やりがいと自分たちの貢献ということに重きを置きながら、仕事に対する向き合い方について、自分たちの責任もさることながら、やはり職使命を果たすことで、自分たちは貢献しているのだということも、重々、目的の中に含まれていると思うので、そこらも含めて、今どうなっている、ああなっていると聞くことにはなりませんけれども、その辺も含めて、やはり今休んでいる方々も、また復帰できるように、これが、長期の休暇イコール退職というようなことにな

らないように、いろいろな形で少しずつ職場になれるというか、また復帰するのにもいろいろ気を遣ってやってほしいというのが思いです。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(厚谷委員)

済みません、資料4の関係でちょっと確認をさせていただきたいのですが、災害時の連携に係る協定のところの下の方です、協定の内容ということで、平素における連携のウ、防災訓練というふうに記載があるのですか、現段階で、例えば新年度、こういったことをやるという予定というのはもう既に決まっているものなののでしょうか。

(消防次長)

まだ予定は立っておりません。

(角田委員)

ただいまの資料4の自衛隊との連携ということで、今、消防本部から報告があったところなのですが、以前もこの災害対策について、本庁舎も含めてどういう連携をとるのかということを常々私も言ってきたつもりです。その中で、ほかの、南幌、由仁、長沼、栗山町も含めて、自衛隊と連携すべき事項ということと、災害時における連携すべき具体的に整理し、協定として明確に出しましたというふうな報告になっていますよね。これは、実際、我々も知らないということにはならない事項だと思うのです。どういう内容で協定をしたのかということ是非常に大事なことであります。協定書を交わしましたということではないと私は思うのですが、その辺についていかがでしょうか。

(消防長)

自衛隊とは、もともと、こういう協定を結ぶ前から、夕張に何かあったときには72戦車連隊が駆けつけてきてくれるという状況だったのですが、この協定の交わした一番のメリットといたしましては、まず、情報共有という形で、消防と自衛隊の間との直接的な情報交換というのがなかなか難しい状態でした。一旦、空知振興局に情報を渡して、そこから自衛隊のほうに行くと、直接やってしまうと空知振興局のほうからお叱りを受けたりすることがあって、スムーズな情報提供ができなかったことがあります。それを、やはり現場同士の情報交換が一番重要だろうということで、それが一番の今回の協定のメリットだったと私は思っております。それを生かしながら、今後、細かい情報交換を自衛隊としていきたいと思っております。

(角田委員)

今、報告の中身としてはそうなのでしょうけれども、本来は、自衛隊を要請するというのは、市長、首長が知事を通じてということが原則ですよね。今聞いていると、現場と現場がということには本来ならないのではないのかなと思うので聞いているのですよね。ということは、今、夕張市における消防本部が、災害救助も含めて自衛隊の要請が必要だと、であれば、総務課を通じて市長のほうに、災害対策本部のほうに本来その情報が行って、その中身をもとに、市長が道を通じて自衛隊の派遣要請するというのが本来なのだろうと思うのだけれども、そういうことでいいのだろうか。

(消防長)

自衛隊の派遣要領については、従来どおり市長のほうから要請をしなければ出てこれません。ですが、消防の現場といたしましては、情報交換することにより、全体が夕張に来るのではなくて、その情報をもとに先遣隊という形で自衛隊の一部の方が情報を確認してくれると、そういう部分もありますので、そのルールといたしましては、市長が最終的に判断をして要請するという形は従来とは変わっておりません。

(角田委員)

現場対応としてはそのとおりなのだけれども、総務課長に聞きたい、あと理事もいるけれども、実際は、災害対策本部は本庁舎にありますよね。そこと消防と自衛隊とどういうふうにやっていくかということについても協議はされているところでしょうか。

(総務課長)

委員ご指摘の部分ですが、協議はされておられません、現段階で。

(角田委員)

そこなのです。**前期**も含めて消防は現場なのです、本来、正直言って。現場で働く人に、本来は統括者がいて、このようにという指示が出て初めて現場が現場の仕事として生きてくると。だから、本来であると、この災害時の連携に係る協定書ができましたということではなくて、これをもとに何をするかということが本来報告でなければいけなかったのではないかと私は思うのですよね。だから、実際は、市長、総務課を含めた、本市における災害対策本部、そして消防本部連携の中で、道に対して自衛隊にする派遣要請ということが本来の手順だと思うのですよね。だから、現場現場のそのやりとりは、それはそれで当然だと思う。ただ、現場に出ている人に統括させるわけにはいけないので、あくまでもその情報を集めて、統括して、避難誘導も含めて言うと、やはり総務を初めとする本市における防災の災害本部が機能しないと、現場の消防職員だけが動いていたのでは、実際の連携というのは図れない

いと私は思うので、今、課長から、そこら辺までは詰めていないということの報告を受けている、これは早急に、やはり本市における災害対策本部はこの本庁舎にあって、市長が最終的にその判断をしていろいろな要請をかけるという権限を持っているし責任を持っているわけだから、消防はあくまでも現場で、いち早く対応すべくする方々、本来の指示、本来の要請を図るべき者は、市長を初めとする本庁の中にある災害本部ということの位置づけ。だから、近隣やら自衛隊との連携の前に、消防本部と本庁舎、災害対策本部の連携をいかに図っていくかということを確認にしないと、課題としては、そこら辺、整理できていないうちに協定書ができましたということにはならないと思うのだけれども、今後について、その辺はどうでしょうか。

(総務課長)

ご指摘のとおりだろうというふうに思います。

災害時における行政側の対応というのは迅速さがまず求められるというふうに思いますので、ご指摘のとおり、自衛隊の派遣というのは本当の最終手段といいますか、そういう想定される場合の対応だろうというふうに思っていますので、ご指摘のとおり、この協定の中身は自衛隊の派遣の部分も含めてだろうというふうに思いますので、その前に行政側として、ご指摘のとおり、消防といかに連携を図っていくかという部分は、やはり整理する必要があるだろうというふうに思いますので、早急に消防本部と総務の間で協議を持ちたいというふうに思います。

(藤倉委員)

非常に時間がかかった、今、話ですけれども、ここ、今、災害時の連携というから消防が窓口で今報告しているけれども、この資料をよく見ましたら、締結者は夕張市長と陸上自衛隊第7師団の連隊長、この間との提携であって、しかも、その下の写真に、夕張市を初め1市4町の首長がちゃんと上に上がって連隊長と写真を映っている、さらには、ここに、夕張市長と連隊長と協定書を交わした写真も載っていると。だから、あくまで、これは、今、角田委員も言っておられますけれども、副議長も言っていますけれども、夕張市と自衛隊と組んだのではなくて、その報告を消防は窓口になってしまったということで、これは消防ではなくて総務課なのか何になるか、別な部門で話して、窓口は、実際の災害時の、提携とか内容とかというのは、これは、今、総務課長もおっしゃったけれども、市としてのやっぱり考えでやるべきことなのだから、ちょっと、消防長のほうに準備して■ましたけれども、■課長が結論を出しましたけれども、そういうことだと私は思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

資料5のエリアメールのことです。このことで、2月1日から試験運用を開始していくということなのですが、いきなりこれは試験運用ということで、事前の市民周知というのは、もちろん広報かそういうものを使うのでしようけれども、携帯の持っている方に隅々周知というのは、どういうふう
に考えていらっしゃるのかなと。

(総括主幹)

委員ご指摘のとおり、前々回、昨年ですね、高間委員のほうからこういうご指摘を受けて、ようやく形となった次第なのですが、正直、市の消防ホームページもしくは市広報において市民周知、それは当然、行いたいと考えております。ただ、全ての携帯を持っている方にメールとか、そういう配信というのは、ちょっと今の時点では困難な状況ではあります。

以上です。

(高間委員)

わかりました。そうしたら、まず、混乱が起きないように、試験運用をするということは、やっぱり個々の携帯にも入るということですか。

(総括主幹)

きょうの資料5の別紙の1になるのですが、自治体からの配信可能な項目といいますと、本当に、避難勧告、準備情報を含めて、非常に緊急を要するものであって、仮に、各端末に、これから試験をしますとかという配信は、これは各携帯会社の協定書の中ではできませんよというふうにうたわれているものですから、本当に、2月からの試験運用に関しても、この配信可能な準備情報を含めてですね、をもとにやるしかないという形になると思います。

以上です。

(高間委員)

わかりましたけれども、皆さん、夕張にも高齢者が結構いらっしゃいますので、混乱が起きないように、またよろしく願いをしたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(角田委員)

資料3の2、救急の搬送状況が報告されております。これは、医療対策特別委員会ともかかわるところだと思うのですが、実際のところ、総件数に対して半数以上が管外ということの状況です。だから、搬送時間も長くなっていることも含め、先ほどの、体制に心配するところもあるのですが、近年、管外の搬送がふえている、割合的にふえているというのは、事例として

どういう特徴があるのか、その辺は把握されているのでしょうか。

(消防長)

このことについてですが、市内の医療機関の受け入れが非常によくできております。それで、一旦、夕張の病院に入れた後に、検査等をして転送しなければならないというような形になりますので、その部分でふえているという分析をしております。ですから、一回市内の病院に入れて、それで完結すれば市外には出ないのですが、一回市内で受けてもらって、その後、転送するという形で、ふえるという形になってございます。

以上です。

(角田委員)

本来で言うと、ドクター・トゥー・ドクターの中で連絡をとってそこに走るといふ、初期救急については受け入れ状況はかなり改善しているという報告もあわせて受けていると思うのですけれども、実際は、容態の悪い人は一刻も早く治療にかかってほしいのが現状であります。例えば整形だとか、脳神経だとか、そういうことも含めて言うと、十分でないところに長く置くよりは、そういうことで対応してもらおうほうが安心だというふうには考えるのだけれども、この中で、二次的に搬送する、搬送先について、もうちょっと我々も、どこの病院にどのぐらいの割合で行っているのかということも含めて言うと、例えば岩見沢市立だとか栗山町立だとか労災だとか、いろいろ、栗山は町立ないですね、日赤ですね、由仁も含めて、どういう割合で運ばれているのかということも知っておく必要があるのですね。というのは、いろいろな形で議員だとか首長さんにお会いするときに、よく世話になっているところにはお礼しております。その中で、少しでも理解を求めるといふのも自分たちの役目、役割にもありますので、これだけ管外がふえているということであれば、二次的にどこに運ばれているのかも含めて、自分たちは知っておかなければいけないと思うし、これからも受け入れていただくための我々はその努力をしたいので、その情報も含めて、加えて、今度、つけていただければありがたいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

(消防長)

私の錯覚かもしれませんが、医療対策協議会、その中の書類に、市外の病院の搬送数字というのが恐らくあったと思うのです。もし、それで足りないのであれば、そういう数字はきっちり押さえていますので、その病院ごとの数字を用意したいと思います。

(角田委員)

そういうことなのです。だから、基本的に一セットで、そこまでも含めて1列つけ加えていただければ、資料として生きるのをお願いいたします。

(熊谷委員)

救急の話についてなのですけれども、実際、今、救急車 2 台運営されていると思うのですけれども、やっていて、救急の要請があつて 2 台で足りていない状況というのはあるのかないのか。あるとしたら、どの程度あるという認識なのか、ちょっと教えてください。

(消防長)

2 台で出動して 3 台目を、これは本当に予備車という形で、1 台が故障したときのための予備車なのですが、その予備車を使う件数といたしましては、年間に四、五件程度あるかないか。でも、その 3 台目を出すとなると、人員がいないので、非番、公休者を集めなければならないということで、多少時間はかかります。その旨を、119 番をかけてこられた方に納得してもらって出すという状況です。どうしても重篤な場合については 隊が駆けつけて、その情報に見合った、救急隊が来るまでの処置はするようにはしていますが、年間 5 件、大体 5 件ぐらいが 3 台目という形になると思います。

(熊谷委員)

実は、私の知り合いの方が救急要請したのですね、顔面麻痺だったものですから、脳のほうを疑って、要請したときに、その 3 台目も今出ている、帰ってくるのに 1 時間以上かかるということで、待っていただくしかないのですというような返答でした。それで、もうしょうがないので、私が運転して新札幌の脳外までお連れしたということが実際にあったのですよね。それで、本当に市民としては、これから高齢者が、そう簡単に減っていくわけではなくて、やっぱりふえていくわけですね。そういう中で、今、市内の医療というのは診療所だけで、結局、中以上の重篤な方たちというのは、必ず管外、市外に連れていかなくてはいけないという状況なものですから、本当に命の綱だと思うのですね、消防の方たちの働きというのが。だから、先ほどからのお話をずっと伺っていると、今、手元で人員が不足していて、なかなか気持ち的にも前向きな取り組みに必ずしも働くという状況には今なっていないという、本当にそこが一番大きな問題だというふうに思うのです。具体的にどうということは私も言えないのですけれども、本当に最良の方法を探しながら、ぜひ皆さん、市民の健康を守るために働いていただきたいというのが一つと、やはり、もし人員が足りないのであれば、もっと人員をふやすということも含めて、市民の命を守るというところでは本当に一歩も引けないところだというふうに思いますので、ぜひともお願いしたいと思うのです。私自身も、その患者さんを運びながら、もし事故にでも遭ったらどうしようという気持ちもすごくありましたので、本当に市民から言うと切実な思いです。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

ちょっと消防体制の問題で少しバックしますが、先ほど消防長のほうから人数体制の部分の報告ありましたけれども、先ほどちょっとお聞きしておりますと、さらりと、今、2名病欠ということでおっしゃられたようなのですけれども、これはちょっと、その報告の仕方が、僕はちょっと違うのではないのかなと思うのです。というのは、1名は既に長期の部分で病欠というか、昨年来の中でも既に報告を受けておりますよね。しからば、では、もう1名はいつから長期でそういうふうに使われているのか、まずその報告をきちんと先に、別でするべきではないのかなと思うのですけれども、まずそこはどうなのですか。

(消防長)

1月13日から2月いっぱいまでという形で診断書が出ております。

(議長)

やはり、それはそれで、まず年明け最初の、まして常任委員会でありますから、年末までの状況と年明けの状況と、またそれだけでも大きくやっぱり今変化がしているのであれば、昨年までの体制の部分では、報告は僕として受けておりますけれども、新年に入ってから、それでなくても、昨年来までは、消防の、これ以上、1人でも欠員が出れば今後の消防体制に支障が生じるということを言い続けてこられたわけですね。ことし入って既にそうやって1名、今、報告を受けましたけれども、2月いっぱいまでですか、そうはいってもやはり長期の休暇ですね。やはり、これで既に、昨年までの言ってきたことであれば、これ自体が、もう1名、今年度入ってまたそういうふうに出ているのであれば、消防体制の維持の部分というのは、今後、影響出ないのですか、昨年まで言い続けてきた消防長の考えでは。

(消防長)

昨年から申し上げているとおり、本当に厳しい状況ではあるのですが、たまたま本部の日勤者もいますし、非番、公休の方にもお願いして、何とか4月まで、新人研修、また救命士の学校から帰ってくるまで、何とかしのぎましょうという形でやっているところであります。これが、もし、その非番、公休者も対応できない、日勤者も対応できないとなると、非常に大変な部分もありますが、それで今何とか頑張っているところであります。

(議長)

これは、私思うに、この財政破綻の状況を受けてからと、これは消防のみならず職員全体の体制も含めて、厳しい環境の中で今日までやられているの

は言うまでもないのですよね。しかし、これは、消防だから、行政だからということなく、どの課においたって、1人でも今欠けたらやっぱりどこも厳しい状況であって、本来なら現時点でもですよ、これは消防だけではないかもしれないけれども、現時点でも、全ての課においても、行政においても、全体も含めて、1人でも欠けたら本来はまずいことはまずいと思うのです。それだけでなく大変厳しい環境の中でやられてきているし、今、確かに、日々、日勤者云々含めてやりくりしながらやられているという、そこは重々わかるのですけれども、そうはいっても、それ自体が、肉体的な問題とか精神的な部分の疲労感ということになると、またさらにそれが、また欠勤につながるようなことに生じてしまったら、さらにまた大きな打撃が受けるのではないのかという部分を考えていかなければいけないし、だからこそ、やはり私はこれは以前から言っているとおり、人数体制の問題、特に、これは財政破綻中であっても、やはり特に消防の部分は、前から国や道に言い続けてきているわけですから、命を預かる体制の部分については、やっぱりこういう部分は欠けてはならないということで、もし、やはりそういう状況であれば、きちんと主張すべきところは主張したほうがいいと思いますし、これはやっぱり、当然、職員の部分については、今後、大きな問題だろうから、そこはきちんと判断されていったほうがいいと思います。

それともう一つ、きょうのこの消防本部の部分の報告の仕方なのですから、例えば、今も最後、熊谷さんからご質問出ていましたけれども、やはり、この後、医療対策特別委員会があるわけですから、少しこれはやはり整理されて、こちらのほうで報告すべきもの、医療対策の中で報告すべきもの、まさしく、この(3)の火災・救急・救助の出動状況におけるような部分、特にこの資料だけ見ますと、ドクターヘリ等にかかわるようなこういう資料も出ておりますから、こういうものは、僕は医療対策のほうで出されたほうが、より深く議論できるのではないのかなというふうに思うのですけれども、この辺どんなものかなと。

(消防長)

過去の行政常任委員会での報告がこのような形になっておりましたので、そのまま継続して報告させていただきました。それが医療対策のほうで上げるのであれば、なお、よりいい協議ができるのであれば、今後、行政常任委員会のほうで報告せずに、そちらのほうで報告させてもらいたいと思います。

(議長)

この間、消防長の問題もそうなのですけれども、理事も含めて、そのためにやはり、常任委員会、特別委員会、その協議というものは、事前に進行上も含めて打ち合わせるべきですから、今まではそういう報告の仕方をしてい

たのかもしれないけれども、今は、やはり特別委員会をきちんと、れっきとして設置をしているわけですから、やはり、そのなじむ場面場面の中で報告をされたほうがいいと思うので、これは今後、ちょっと、委員会ごとの中で整理されて、委員長とも協議をされた報告の仕方をしたほうが、より、その場面に応じた中身で質問ができるのではないかと、質問する側もそうでしょうし、答弁もほうもそうになっていくと思うので、そういうふうに、ちょっと今後、調整していただきたいと思います。

(大山委員長)

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. 平成 26 年夕張市成人祭について
2. S L 館の屋根の雪下ろしについて
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の報告事項につきまして、教育課長よりご報告させていただきます。

(教育課長)

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

1 の平成 26 年夕張市成人祭についてであります。1 ページ、資料 1 をご覧ください。

1 月 12 日日曜日、清水沢地区公民館において平成 26 年夕張市成人祭を開催をいたしたところであります。主催は、夕張市成人祭実行委員会、共催として夕張市教員委員会が式典及び記念行事を行ったところであります。式典については、4 の式典概要に記載のとおりでありますけれども、本年も非常に温かみのある式典となったところであります。5 の記念行事につきましては、ふれあい広場では、本年もカラーセラピーコーナーを設け、札幌市在住のセラピスト白木孝義氏のご協力により開催したところであります。また、自分たちのカメラなどで、随時、写真撮影が楽しめる記念写真撮影セットを用意し、参加者にご利用をいただいたところであります。ふれあいパーティーでは、お楽しみ抽選会が行われ、市内外からの法人及び個人からの多くの寄贈品等により盛大に実施されたところであります。なお、参加者については、7 に記

載のとおり、男性が 31 名、女性が 31 名、62 名が出席。出席率については 82.7% となったものであります。昨年は非常に少ない参加者数でありましたが、本年は多数の参加して、こういうことになったところであります。2 ページにつきましては、平成 17 年から平成 26 年までの成人祭該当者及び参加者集計一覧表となっておりますので、参考としてごらんをいただければと思います。

成人祭については、以上であります。

続きまして、2 の S L 館の除雪についてであります。3 ページ、資料 2 をごらんください。

1 月 19 日日曜日、高松の石炭の歴史村公園内にあります現在休止中の施設、S L 館の屋根の雪おろしを行ったところであります。昨年は暖気による屋根の雪のせり出しや割れが確認されたことから、屋根上の作業は危険と判断し、急遽、中止をしたものであります。本年についてはこのことを鑑み、実施時期を 1 週間ほど早めたほか、建物の老朽状況、特に S L 館の屋根はトタン部分と F R P、いわゆる繊維強化プラスチックでできた部分がありますけれども、F R P の部分は、老朽化により、かなりの数で穴やひび割れがあり、転落の危険性が高いため、今回はトタン部分の雪おろし作業及び南側と北側の窓ガラスにかかる雪の除去を行ったところであります。作業状況は写真のとおりであります。当日は天候にも恵まれ、三菱大夕張鉄道保存会会員の協力と同会企画の S L 館雪おろしバスツアーでの参加者並びに全所管課の産業課職員の協力を受け、約 40 名が作業を行ったところであります。

2 番目については、以上であります。

その他で、1 点、口頭で報告をさせていただきます。

インフルエンザによる臨時休業についてであります。1 月 27 日、ユーパロ幼稚園において、全園児 28 名のうち 5 名が風邪の症状で欠席をし、うち 3 名がインフルエンザ A 型と診断されたところであります。そのほかにも、風邪の症状がある園児が 6 名ほどいたことから、学校医とも協議し、夕張市立幼稚園園則第 14 条第 1 項の規定に基づき、1 月 28 日火曜日から 2 月 1 日土曜日の 5 日間、臨時休園とすることといたしました。インフルエンザの流行を踏まえ、うがい、手洗いの励行などに努めてきたところですが、幼稚園の休園を受け、小中学校に対し、改めて不用な外出を控えるなど、予防の徹底について指導をしているところであります。なお、1 月 28 日現在のインフルエンザによる欠席者、小学校 1 名、中学校については、いないという状況であります。

その他は、以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【まちづくり企画室】

1. 平成 25 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」第 3 四半期の実績について
2. 平成 26 年度「幸福の黄色いハンカチ基金助成事業」要綱の改正及び上半期の募集について
3. 夕張市土地開発公社の解散スケジュールについて
4. その他

(大山委員長)

それでは、次に、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室長)

それでは、まちづくり企画室から 3 点ご報告申し上げます。まず、資料 1 をごらんください。

資料 1 につきましては、平成 25 年度第 3 四半期、10 月から 12 月までの幸せの黄色いハンカチ基金の寄附状況についてでございます。概要を申し上げますと、10 月から 12 月までの期間、1,597 万 3,130 円の寄附があったところでございます。前年同時期と比較いたしますと、3,000 万円程度、今回はふえているという状況でございます。項目の 3 番でございますが、4 月 1 日から、今年度の状況について、対前年比につきましては 560 万円という形で、こちらについても寄附がふえているという状況にあるところでございます。項目 4 番についてでございますが、寄附の累計については、今年度、取り崩し 4,500 万円程度予定しておりますので、今年度末の寄附の残額の見込みは 1 億 3,000 万円程度という状況になっているところでございます。

資料 1 につきましては、以上でございます。

続きまして、資料 2 をごらんください。

こちらについては、平成 26 年度、来年度の幸せの黄色いハンカチ基金の助成事業の要綱の改正及び上期の募集についてでございます。まず、項目 1 番につきましては、このたび黄色いハンカチ基金の助成事業の要綱を改正したところでございまして、主な改正内容について記載させていただいております。1 点目につきましては、助成対象事業につきましては、市有財産の維持管理事業ですとか、市から別に補助金ですとか助成金が出ている事業につきまし

ては、来年度から対象外とすることとしております。2点目につきましては、助成対象経費についてでございますが、助成を申請する団体の主たる構成員に対する謝礼ですとか交通費については、これまで対象としておりましたが、来年度からは対象外経費として取り扱うこととしております。こちらの要綱につきましては、2月1日施行予定しているところでございます。

項目の2につきましては、この要綱に基づいて上期の申請事業の募集を来月の3日から2月28日までの間、募集する予定でございます。こちらについて、助成の上限はこれまでと同様20万円を予定しているところございまして、こちらについては、要綱の改正の条項とともに、2月の広報及び市のホームページのほうに掲載を予定しているところでございます。

資料2については、以上でございます。

資料3をごらんください。

夕張市土地開発公社の解散スケジュールについてでございます。こちらについては、財政再生計画に25年度までに公社が所有する土地を計画的に買い戻して廃止すると明記されているところございまして、こちらの計画に基づいて、以下、項目2番にあるような解散スケジュールで、今後、解散の事務を滞りなく行っていきたいと考えておりますので、来年の6月議会、解散の議決をお願いしたいと考えておりますので、その辺、こちらのほう、遺漏のないような準備を進めていきたいと考えております。

資料3については、以上でございます。

(大山委員長)

その他ございますか。

(まちづくり企画室長)

ございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

ハンカチ基金について伺います。今の報告の中で、申請する側の使途として謝礼と交通費は対象外にすることだったのですが、その理由などについて教えてください。

(まちづくり企画室長)

我々の基本的なスタンスとしては、やはり自分が立ち上げた取り組み内容について、自分が謝礼を払うというような形は、やはりいかななものかということで、今回、主たる構成員に限ってではございますが、対象外とさせて

いただきたいと思っています。

(熊谷委員)

確認なのですが、例えば市外から講師をお呼びするとか、市外の方をお招きするとか、そういうときには大丈夫なのでしょうか。

(まちづくり企画室長)

大丈夫です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(島田委員)

同じくハンカチ基金なのですが、改正内容で市有財産の維持管理事業と、ちょっと漠然としているのですが、どういったものが目的か、ちょっとお伺いいたします。

(まちづくり企画室長)

それは対象ということですか、それとも改正の考え方ということでしょうか。

(島田委員)

どちらも。

(まちづくり企画室長)

まず、施設については市有施設、わかりやすく言えば、指定管理者ですとか、お任せしている例えばサッカー場とか野球場とか、そういったものでございます。この趣旨としては、ハンカチ基金の対象外にはしますけれども、基本的に我々の考えとしては、本来、市有施設ですから、維持管理というのは市が行うべきということであれば、少なくとも市が責任を持って、その経費は予算化した上で委託費内で支出すべきという考えでございますので、基本的には、会計処理というか、予算執行の処理を適正化するということが主な目的になっているところでございます。

以上です。

(島田委員)

今、その指定管理者という部分もあったのですが、これはそうしたら、来年度からはもう予算化になるという判断でよろしいですか。

(まちづくり企画室長)

基本的には、恐らく指定管理者は、各課所管とともに協定書というものを結んでいて、そこに経費負担の条項を盛り込んでいると思いますので、そこを必要があれば見直していくという作業になろうかと思います。

(島田委員)

これから見直し作業を行うということ、当然、来年度予算はまだこれから

の話なので、これ、上期でいきなりばつっと切ってしまっていていいのかなという部分があります。それと、過去をさかのぼっていけば、先ほど、サッカー場の管理だとか、去年はなかったと思うのですが、庁舎前のハッスルタ張ですか、花壇のああいった部分だとか、そういったもの、もろもろ全部かかわってくると思うのだけれども、その辺の整理もつかないうちに、こういうようなとり方をしているのかなと思うのだけれども、その辺はどうでしょうか。（まちづくり企画室長）

当初予算に間に合うかどうかは別として、少なくとも指定管理者との間においては協定書というものが正式に取り交わされておりますので、例えば、今、多くの施設では、乙が全て負担するという規定になっていると思いますけれども、結局、その規定をほごにしてハンカチ基金で支出するということ自体が、やはり我々としては適正かどうかと言われると、それは不適正であろうという考えでございますので、必要に応じて、当然そこの条項を見直すべきかどうかは個別に協議が必要になってくると思いますけれども、その協議が調べば、補正予算なりの対応というのは当然考えていかなければいけないと思っております。

（島田委員）

その趣旨はわかります。でも、ちょっと順番が違うかなという気がするところですが、あともう1点、2番目で、市から別に補助金または助成金をかけて実施していると、これは対象団体といったら育成協だとか、そういった部分が入ってくることになるのかな。

（まちづくり企画室長）

済みません、ちょっと個別の部分について詳細承知しておらないので、そこについてはお答えはできないのですが、基本的な考え方としては、我々がイメージしているのは、市から個別の補助金として支出されている事業に、その不足分を、さらにハンカチ助成という形で申請されたケースがありましたので、そういったものはちゃんと整理しますということで、今回排除しますということです。

（大山委員長）

ほかにご意見、ご質問。

（熊谷委員）

済みません、もう一度伺います。先ほどの、除く経費の部分なのですが、謝礼及び交通費というところなのですけれども、例えば、市民団体が札幌とか市外に、学習会とか、いろいろな自分たちの行動、活動に資するための視察みたいな形で行きたいと、そういうときの交通費も、これは除外しなくてはいけないということになりますか。

(まちづくり企画室長)

主たる構成員と書かせていただいていますので、一律は排除されません。ですから、イメージとしては、代表者ですとか、そういう方は排除される形になろうかと思います。

(熊谷委員)

どういうことがあって、どういういきさつで、こういうふうになったのかわかりませんが、今までの経過からすれば、市民団体には全く補助金がない状況の中で、ボランティアや、さまざまなことを、皆さん、市民の方たち頑張ってきているわけですね。そういう方たちが動きにくい状況になるのかなという気がするのですけれども、こういうことが決められた経緯というのですか、何かもし説明できることがありましたらお聞きしたいのですが。

(まちづくり企画室長)

前回もご説明させていただいたかと思うのですが、近年の状況といたしましては、やはりその申請者数に着目するとかなりふえてきていると。ただ、当然、要望があれば、市として全てそれに応えていかなければいけないということには、やっぱり今の財政状況を踏まえると、なかなか難しいだろうということであれば、我々としてはやはり幅広い団体に交付したいと思っているのですけれども、やはり限られた制限の中で、では、どこに、切らざるを得ないところであればどこかというところで、やはり苦渋の選択という部分で、今回、こういった対象外経費という取り扱いは盛り込ませていただいたところでございます。

(熊谷委員)

済みません、では、先ほどのもうちょっと詳しくお聞きしたいのですが、主たる、例えば代表者とかというお話だったのですが、その辺ももう少し詳しく教えていただけますか。

(まちづくり企画室長)

定義という意味でよろしかったでしょうか。

(熊谷委員)

考え方です。

(まちづくり企画室長)

我々が今考えている主たる構成員の意味でございしますが、これは、継続的にその団体に所属する代表者及び役職を有する者を主たる構成員と考えております。継続的にその団体に所属する代表者及び役職者。

(熊谷委員)

それでは、何度も確認で済みませんが、例えば、団体で、その活動団体の

数人で、市外に勉強会で視察に行くというときに、役職を持っていない人の交通費は可能かもしれないけれども、役職を持っていたら交通費は出ないよということですか。

(まちづくり企画室長)

そのとおりです。

(熊谷委員)

その代表者や役職を持っていたら交通費が出ないというのは、どうしてですか。

(まちづくり企画室長)

先ほどご説明させていただきましたけれども、限られた予算でどこまで見るかというところの、その整理として、我々としてはそこを最低制限するというところで見直しをしたところでございます。ですから、必然的に、なぜそこでラインが引かれるかということではなくて、少なくとも、我々として、幅広く配るにはどこまで見られるかということで、やはり全ては難しいので、今回、できる限りここは制限しない形で考えていましたけれども、一方で削られなければいけないということで、最終的にこういう形で、対象者を限定した形での謝礼と交通費ということで対象外経費を整理させていただいたところでございます。

(熊谷委員)

例えば、そうしたら10人行くとしても、その代表者の1人分の経費は出ないと、ほかの9人分は出るということでもいいですか。(発言する者あり)

済みません、市民団体として、今回、2月に予算要望、予算要望と言ったら変ですね、申請しようとしている人たちが、どうやって自分たちで予算組んで申請するかということにかかわってくるものですから、それを詳しく聞きたいのですよね。必ず、これは出ないかもしれないよというもののなか、交通費半額の助成ということであれば見てもいいよとか、市民が具体的に予算をつくって申請するわけですから、わかりやすいそういう指針がないとつくれないのですよね、それで、いろいろ詳しくお聞きしているのです。

(まちづくり企画室長)

我々も、今回見直しをして、恐らくその市民団体の方々が助成要綱を見て全て判断できるとは思っておりません。それで、ホームページなりの掲載については、これまで応募は郵送も可としていたのですが、やはりそこは1対1で、直接、具体的な案をお持ちいただいたものを担当者が全て見て、一番適切な形で要求が出るように、そこは対面で対応させていただきたいと思っておりますので。我々は、全て排除したいという考えではなくて、どうしたら解消になるのかという視点で、ここはちょっと上限をさせていただければ

と考えております。

(熊谷委員)

それについては一応納得はしましたが、ハンカチ基金については、以前からこういう場でお話ししているように、助成額ふやすべきではないかという声がずっとあるのですよね。それで、今こうやって人口が激減してきていて、高齢化率もどんどん上がっている中で、市民活動が活発になるかならないかというのは、今後の夕張のまちづくりにとっては非常に大きな分かれ目だというふうに私は思っているのです。そういう中で、ずっと、上期、下期合わせて 500 万円ということでもいいのか、せっかく市民が活動したいときに 1 億幾らもの残っている中で、それを置いておきながら 500 万円に制限することがいいのか、それとも、元気な方たちがそうやって頑張ってくださいることに対して、もう少し余裕をもって、ぜひ市民活動を頑張ってくださいと、行政にかかわってやっている部分も随分あるというふうに思うのですよね。そういう中で、市民が元気にまちづくりに協力している、協働しているということを考えたときに、本当に 500 万円でもいいのかということを、私はもう一回考えるべきだというふうに思うのですが、その点はいかがですか。

(まちづくり企画室長)

財政再生計画、当然、ご承知の上でのご発言だと思うのですが、少なくとも補助費については市に必要なものに限るという形になっていて、やはり市が義務的経費ではないような裁量的経費の支出についてはかなり厳しい条件が、まずは設定されているというのを前提で申し上げますけれども、その際に、我々としては、やはり今、500 万円が絶対的かということ、そこは違いますけれども、ただ、要望があればそれに応えていく、いけるような余裕があるわけでもないですね。ですから、まずは、その用途というものをしっかりと適正化する方向で整備をした上で、あとは要望条件に応じて、そこは検討の余地はあると考えております。

(熊谷委員)

ハンカチ基金をつくるときの考え方というのは工藤室長もご存じだと思いますが、市民団体に対する助成が全部なくなると、そういうことで全国からそういう支援をいただいてという、そういう趣旨だったというふうに思うのですよね。それで、その若い人たちが、高齢者の皆さんももちろん頑張っていると思います。これから特に若い人たちが、 たちもふえてきて、いろいろな面で活動をしていこうという、市民会なんかに参加する場合でも、そういうところもあるというふうに思うのです。そういう中で、そういう使えるお金があれば動けるけれども、なければ動けないということは本当にあると思うのですよね。ですから、そこら辺もぜひよく検討していただきたい

というふうに思います。（「関連」と呼ぶ声あり）

（藤倉委員）

今の熊谷委員と全く私、意見を同じにしますが、黄色いハンカチ基金は、全国の善意を、夕張市に対して善意の多くの方々から寄せられた、これは大事な基金ですよ。ですから、それを有効活用するという行政側の配慮はまことにもっともですけれども、しかし、この基金というのは、いわゆる夕張市の破綻から再生に至る冬期間の、いわゆる夕張が成長期間において、これは均一ではないわけですね。そして、今、室長も、必要があれば、この500万円に限るわけではないとおっしゃっていましたが、やはり、いつ、どれだけ必要なのかと、夕張が破綻して、立ち上がって、に求める成長期間の中で、どの期間に一番今金が必要なのかと。熊谷委員の話だと、今、今ね、市民団体がいろいろ立ち上がりまして、いろいろなところで、そこで、今、資金が必要なのです。それを500万円と仮にもし固定するのであれば、これはちょっとおかしいでしょう。必要なときに必要な、少年期なのか、青年期なのか、成人なのか、大人なのか、市もやっぱり人間と同じように、再生、成長期間で、やっぱり今必要なのは、立ち上がり、燃え上がってくる今がやはり必要なときではないのかなと、私もそのように考えます。

以上です。

（大山委員長）

いずれにしても、この500万円が多いか少ないか、これは別として、申請が来たからどんどん出すということではなく、ある程度のやはりルールづくりはしていかなければいけないと思います。それで、今、室長も答弁していましたが、500万円がコンクリートではないのだと、これは今後考えていかなければならないという答弁もありましたので、よろしいでしょうか、そのことについては。

（小林委員）

私はちょっと違った観点から、地域、それから市民のいろいろな組織づくりに資するものであれば、こだわるべきではないとは思っているのですけれども、ただし、これは全国から寄せられた貴重な私は財源の一つだと思っています。そういう中では、先ほど、使い方の考え方という部分で、それぞれ自主的に市民のために立ち上がる組織があったとしたら、当然、やっぱりそれはげんこつで勝負するものではないと思うのだよね。ある程度、やっぱり自分たちの中で、そういう部分がある程度、予算化されたものであって、20万円であれ、一助となるものであれば有効に使える額と思っています。そういう部分を踏まえて、全部そういう中で利用するものではなくて、自分たちがみずから立ち上げたものに対しての貴重な財源の一つという理解をすれ

ば、有効な使い方ができるものであって、その部分をいかに精査して、各そういう組織にいかに多く使っていただけるような方法を考えたほうが私は意見としていいと思うので、その辺は意見として私は申し上げたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(議長)

今、それぞれご意見出ましたけれども、先ほど室長言われたとおり、幅広い団体に交付していきたい、そのために詰めるべきところは詰めていかなければいけない、あるいはルールづくりもしていかなければいけないという、それは十分、趣旨はわかります。これ、やっぱり、もう一つはあれだったと思うのですよね、要綱の改正ということで、2月1日から施行するということになっているので、ちょっと、これ、やっぱり、きょうのこの委員会だけの審議では、多分、皆さんが言っている部分もあるのですけれども、ちょっとやっぱり日にちが足りな過ぎているのではないのかなというところだと思います。やはり、もう少しこれは早い段階でお示しいただけていたら、まず、この場でも少し整理もしながら、あるいは、各団体にももう少し深いお話もしていけたのかなというふうに思ったのですよね。ただ、そうはいっても、上半期のそういった、上期の募集期間等々の状況もあるでしょうから、このタイミングでやっていかなければいけないということだったと思うのですけれども、それであれば、やはりもう少し早い時期に、この要綱自体を少しお示ししていただきたかったなという思いはあります。

それと、もう一つ、いずれにしても、2月1日ですから3日後ですか、もうすぐに施行されていく流れですから、先ほど室長からもお話あったとおり、今回の要綱案だけ見ては、なかなか、我々もそうなのですから、特に団体なんかは、見ても、正直言って、わからないと思うのです。では、どこからどこまでがいいのか悪いのか。先ほど来から熊谷さんもおっしゃられたとおり、では、この分はどこからどこまでいいのかとかという問題も出てくると思うのです。特に、それまでこの黄色いハンカチ基金の助成を受けられているさまざまな団体、やはりこれをメインで受けられている団体にすると、非常にやっぱり重く感じられてきていると思うのです。これ、言っておきますけれども、早いですね、既に昨日段階で、私のところに2団体来ているのですよ、もう。要綱案改正されるようだけれども、どうなのだろうと、非常にこれ、早いですよ、市民団体は。だから、それだけ、多分これをやっぱり必要としているし、ある意味、注目もしていると思います。

もっと言うと、市役所の方々でも、一市民の立場として事務局に入られて一緒に活動されている方々もたくさんいますよね、そういう方々から多分い

ろいろな部分でお話も行っていると思うのですけれども、早いですよ、こういう部分は、すぐ、きのう動かれて、教えてください、しかし、私も教えられない要素がないのですよね、きのうの段階では。ですから、これは慎重にやはりそういった団体に対しては、ちょっと親切丁寧な説明は必要になってくると思いますね。その辺ちょっと、取り扱いも含めて、今後、お願いをしたいと思いますので。

(まちづくり企画室長)

今、ご指摘あったとおり、作業スケジュールについては、やはり我々のほうで後手に回ったかなという点がございますので、その点については申しわけなかったと考えております。あとは、今後、この助成要綱に基づいて、先ほど来申し上げておりますが、切ることを目的ではなくて、充てられる経費が何かという視点で丁寧に対応させていただきたいと考えております。

(大山委員長)

それでは、ほかに。

(熊谷委員)

ハンカチ基金で、例えば上期に申請したけれども、だめだったと、次のときにも申請するのだけれども、一遍だめになると、次もまた、はねられるのではないかというふうに思うと、すごく気持ちが重くなって申請しにくいのだという声があるのですが、例えば上期だめだったら下期は重点的にとかというようなことは、内容的に、これは……。

(大山委員長)

熊谷委員、ちょっとそれは、今この場での発言にはそぐわないのではないかなと思うのですが。

(熊谷委員)

ということがあるのでしょうかというのは、だめなのですか。

(まちづくり企画室長)

委員おっしゃったように、申請チャンスは、上期がだめであっても下期で認めています。ただ、評価基準は、上期にあげたから下期で下がるというものではないと考えてございます。それは、当然、審査という手続を踏んでいますから、そこで適正に、万人が平等な形で審査すべきと考えておりますので、手を挙げた回数によって

(大山委員長)

ほかにありますか。

(藤倉委員)

別件でお願いします。資料 3 の夕張市土地開発公社の解散の理由として載っています。個人的に、夕張市の土地開発公社の解散ということは、夕張市

の少し、荷が、肩がおりるような気がしますので、非常にこれは、計画どおり、いいことだと思います。ただ、ちょっと知りたいのは、当然、土地開発公社のスケジュールの中で、いわゆる最終の清算まで、多分いろいろなことがあります。ここでちょっと、もし、ここで答えできるのであれば、土地開発公社の今現時点での総資産、評価額ですね、総資産はどのぐらいあるのかと。これは夕張市が土地を買い取るわけですから、開発公社から、そうすると総資産はどのぐらいあるのか。それから、この財源をどのようなものに充てていくのかと、これもいろいろあるでしょうけれども、もし話せるのであれば、学習のために、そのところをちょっとご説明、お話ししたいと思います。

以上です。

(まちづくり企画室長)

正確な数字はまだ整理し切れていませんので、清算して市に残余財産は帰属されるような制度になっておりますので、持続する財産としては、土地、車ですとかパソコンとかの備品、あとは残った現金という形になると思います。ですので、その現金を、では、どのように活用していくかについては、まだそこは清算で、額が固まって、帰属した時点で、そこは適切な活用方針というのは検討することになるかと思います。

(藤倉委員)

今のその試算の中で、一番大きいのは所有している土地ですね、これはもちろん評価額によって変わってくるから、今ここでどうのこうの言いませんけれども、ただ、どういう手順でどうなるかという話になるので、総額についても、今、検討していく、これからやっていくということですね、それであれば結構です。

(大山委員長)

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

午前中はこれで閉めて、昼食休憩とします。

産業課は午後 1 時から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

(大山委員長)

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

【産業課】

1. 株式会社アクリフーズ夕張工場の現状について

2. その他

(大山委員長)

産業課より報告を受けてまいります。

(堀主幹)

産業課より、株式会社アクリフーズ夕張工場の現状について口頭で報告いたします。

昨年 12 月 29 日、株式会社アクリフーズと親会社である株式会社マルハニチロホールディングスによる共同記者会見により明らかとなった株式会社アクリフーズ群馬工場が生産した冷凍食品から農薬が検出された件につきまして、夕張工場にもその影響が及んでおります。事件発生以来、アクリフーズとは連絡を密にとって情報収集に努めてまいりました。その主な経過について報告いたします。

12 月 29 日の一報を受け、翌日 12 月 30 日に夕張工場を訪問いたしましたが、年末のため、既に工場は休みに入っており、情報を確認することができませんでした。また、本社への電話もつながりませんでした。

本年に入り、今月 6 日に夕張工場を再訪問し、工場長から事の経過と現状について報告を受けました。また、夕張工場の今後の体制についてお聞きしたところ、本社からの指示を待っている状態との回答がございました。

その後、1 月 14 日に夕張工場を訪問し、夕張工場の現状についてお聞きいたしました。工場長からは、本日 14 日より当面の間、正社員を除く 186 名の準社員等をローテーションにより自宅待機とするシステムを組むとの回答がございました。同日、本社の広報担当者に問い合わせをした中で事実確認をしまして、今後、お互いに情報共有を図っていくことを再確認いたしました。

また、今月 17 日には夕張工場長が来庁され、市長に対し経過と現状についての報告がございました。

21 日には、夕張工場の業務課長から、本日より当面の間、お客様対応のため自宅待機を解除した旨の報告がございました。

25 日に犯人逮捕の一報がありましたので、27 日に夕張工場を訪問し、今後の体制等について確認してまいりました。工場長からは、引き続き当面の間、お客様対応を最優先とし、現状どおり変わらない、また、本社からも新たな指示は来ていないとのことでした。

市といたしましては、事件の真相が解明され、お客様対応など一連の問題が収束するまで、引き続き、アクリフーズ本社並びに夕張工場と情報共有を図りながら、連携を密にし、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

(大山委員長)

その他はありますか。

(堀主幹)

その他としまして、市に案内がありました 2 月に開催予定のイベントについて報告をいたします。

一つは、ゆうばり寒太郎まつり、2 月 2 日日曜日午前 10 時から午後 2 時半まで、夕鹿の湯特設会場で開催されます。

もう一つは、ゆうばり国際ファンタスティック映画祭 2014 が 2 月 27 日から 3 月 3 日までの 5 日間の日程で開催されます。開会式は、例年どおりアディール会館で行われます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(藤倉委員)

質問というよりも、夕張市民の一人としまして、アクリフーズはご承知のように、夕張在住の企業であり、夕張市の破綻から再生に至るまで多大なご協力を願った、特に雇用の問題とか、そういう意味において、一市民として、アクリフーズの今回の問題については非常に心配をしておりましたけれども、ただいまお話がありましたように、原因のめどがついたようでございます。そういう意味で、質問というよりも、心からアクリフーズさんに対してはお見舞いを申し上げたいと、このように私は、一市民としても、議員としてもそのことを申し上げたいと思います。

以上です。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(熊谷委員)

今の報告の中に、非正規の方たちがローテーションでということがあったのですが、休業補償的なことというのは、何かお話の中ではあったのでしょうか。

(鈴木理事)

アクリフーズとの情報収集だとか、これまでいろいろ密にやった中におきましては、報告にさせていただきましたとおり、186 名の準社員について、ローテーションによって自宅待機とか、そういったことのシフトを組むという

ことがございましたけれども、現状におきましては、これらのローテーションを組んだことということが、解除というか、ひととおりは、この状況というのは解消されたという状況にあるというふうに聞いてございます。

(熊谷委員)

今伺ったのは休業補償の面について伺ったのですが、そういったことの発表はなかったということですか。

(鈴木理事)

特にそういったことの対応ということは聞いてございませんけれども、ただやっぱり行政機関としましても、そういったようないろいろな、これから刻一刻と状況は変化していく中で、そういった意味でも、やっぱり行政側とアクリフーズさんとの情報収集ということを密にして、できることがあれば、または、市でできること以外にも、北海道庁だとか、さまざまなところの行政機関というのがございますので、その橋渡しとか、そういったことでも密にというか、少しでも情報は今の事態の収束にとってプラスになるように対応していきたいと思っております。

(熊谷委員)

わかりました。工場自体も何かと大変だというふうに思うのですが、働いている市民の皆さんの生活が困らないような方向で、ぜひ市としても、そういう指導なりしていただけたらというふうに思います。

以上です。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(鈴木理事)

やはり、ちょっと繰り返しになりますけれども、今はとにかく事態の、食品の安全管理の確保だとか、そういったことの推移を見守るのが大切だと思うのですが、やはりふだんから、市の職員も、こういった事件が起きる前からアクリフーズさんとは、日ごろのいろいろな業務の面でも相談に乗ったりとか意見交換をしておりますので、そういった機会を捉えながら進めていきたいと思っております。これは、本当に状況が変わっていく中で柔軟的に対応していこうというふうな考えで、今、現時点ではこれしか申し上げられませんが、できるだけことはやっていきたいと、もちろん市民の方も、やはり約 240 名という非常に大きな雇用ということで、市の影響も大きいので、そこはしっかりやってまいりたいと思っております。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで産業課を終わります。

【建設課】

1. 普通河川プトマチャンベツ川災害査定について
2. 降雪状況について
3. 道道夕張岩見沢線通行止めについて
4. その他

(大山委員長)

それでは、次に、建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課のほうから、普通河川プトマチャンベツ川の災害査定について、降雪状況について、道道夕張岩見沢線の通行どめについて、以上 3 点、担当課長のほうから報告させていただきます。

(都市計画土木担当課長)

それでは、1 番目の普通河川プトマチャンベツ川災害査定について、資料 1 によりご説明申し上げます。

この災害の発生日時につきましては、平成 25 年 5 月 14 日、降雨と融雪によるものでありました。被災概要としましては、既設水路管閉塞による土砂ダムが発生しております。湛水面積 2 万平米、最深水位 20 メーターで、土砂ダムの越水により土砂流出により既設河道閉塞しております。平成 24 年災害復旧工事で行った 303 メーターのコンクリート護岸が被災しております。

この災害認定につきましては、国土交通省及び北海道と協議を進めながら、公共土木災害施設事業の査定、平成 25 年 12 月 24 日から 26 日に夕張市と登別市の室蘭建設管理部登別出張所で行われました。災害申請額 2 億 9,578 万円、申請復旧延長、L=770 メーターの申請に対して、災害査定決定金額 2 億 7,843 万 5,000 円、査定率 94.1%、これに係る国費につきましては 2 億 1,945 万 6,000 円の対象額になります。決定復旧延長につきましては 777 メーター、これについては 99.9%の災害認定を受けたところでございます。

この災害申請の決定、主な変更については、流出土砂の閉塞土砂を除去する部分が河道ダムに変更になったためであります。この延長につきましては、ほぼ 100%認められたわけなので、今後、春先の融雪対策として、冠水地が発生しないように現在も応急工事を進めている状況でございます。■につきましても、現年度債として繰り越し、協議を進めて、今取り組んでいるところでございます。

続きまして、降雪状況についてであります。資料 2 になりますけれども、

この資料につきましては、平成 26 年 1 月 24 日現在の取りまとめたものでございます。

清水沢観測の降雪量は 524 センチで、昨年の同時期 532 センチで、マイナス 8 センチでございます。これは、12 月までは前年比 72 センチと、かなり少ない降雪状況でございましたけれども、1 月に入り降雪量が多くなり、昨年と同じような降雪量になってきております。積雪深さにつきましては、本町観測で 119 センチ、清水沢観測で 75 センチとなっております。本町と清水沢の比につきましては約 1.6 倍ほどでございます。その 1.6 倍を降雪量と比較してみると、本町方面で 838 センチほどになっていると推測されます。

また、本日 1 月 29 日午前 6 時現在なのですが、降雪量 567 センチ、昨年 555 センチ、きょう時点でありましたけれども、逆転、昨年より多い降雪状況が現在となっております。積雪深さにつきましては、本町で 143 センチ、清水沢で 97 センチ、本日現在でございます。この雪につきましては、27 日から 29 日午前 6 時までの観測で、連続降雪 39 センチの降雪が観測されております。現在、市道の除雪につきましては、早朝除雪出ておりますけれども、その出た後、さらに降り積もっているということで、パトロールを実施、交通障害を起こしそうなところについては除雪車が出動しております。

2 の出動回数につきましては、昨年と比べまして、本町地区 18 回、昨年よりマイナス 4 回、清水沢 12 回、マイナス 5 回、南部地区 16 回、マイナス 4 回、沼の沢地区 11 回、マイナス 2 回、紅葉山地区 9 回、マイナス 2 回、計 66 回、昨年の 88 回と比べまして 17 回少ない状況でございますけれども、本日現在、また出動しておりますので、昨年と同程度の出動回数となっております。

2 ページ目につきましては、平成 13 年度より各月ごとの降雪量及び出動回数を取りまとめたものをグラフにした資料でございます。

今後の気象予報によりますと、現在、赤道付近の温暖化の影響で偏西風の流れが蛇行状況が大きく、北海道に寒気の入る状況が続くため、2 月も低温で、雪の降り方も多いと予想されている状況でございます。

続きまして、3 番目の道道夕張岩見沢線の通行どめについて、資料 3 でご説明申し上げます。

平成 26 年 1 月 10 日午前 11 時より、なだれの危険のおそれがあるため、夕張市丁未メロン場ゲートから岩見沢市万字二見万字温泉ゲートの間、11.4 キロメートルが通行どめになっております。開通予定につきましては、今後の降雪の状況によりますが、現在未定でございます。昨シーズンにつきましては、12 月 21 日から翌年の 5 月 13 日までの通行どめ期間でございました。

以上で報告を終わります。

(大山委員長)

その他ありませんか。

(都市計画土木担当課長)

ありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

資料1のプトマチャンベツ川の件ですが、ここで、決定金額が94.1%というふうになっていますが、残りの部分は市が全面的に負担するということですか。

(都市計画土木担当課長)

この金額部分については、流出土砂の部分は1万3,500立米と推定されて測量しております。その部分を全部取るという申請で行ってございましたけれども、現河道影響部分のみの除去となりましたので、今後、残していても、川の流れに影響する部分が少ないと判断されておりますので、今後、その部分については、単独費を投入して除去する予定ではなく、安定させるための工事のみは補助でなりますので、今後、その差額について単独費でやるということは考えておりません。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(熊谷委員)

降雪に関してなのですが、最近、市民の皆さんから、昨年に比べて除雪が遅くなっているのではないかと、除雪車両や作業体制が減っているのだろうかというようなご質問を寄せられているのですが、その件についてはどうですか。

(都市計画土木担当課長)

除雪の体制については、昨年同様になっております。ただし、雪の降り方につきましては、ことし、やはり明け方近くに多く雪が降っているということで、2時から3時にはパトロールが出ておりまして、その状況から、雪が、レーダー等の予報を見ながらでありますけれども、やはり降っている時間が明け方近くになっているという時間のずれのため、入りが遅くなっている状況でございます。

(熊谷委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(議長)

まず、除雪の件で 1 点なのですけれども、これは毎年、この時期、この問題が出ますけれども、昨年も、具体的に末広の道道の話が出ました。それで、昨年は、市と土現及び警察含めて地域の指導に行っているということなのですけれども、ことしは何かそういう対応は具体的にされたのでしょうか、同地域には。

(都市計画土木担当課長)

ことしの 1 月の連休後に雪がまた多くなって、かなり末広地区がかなり狭いと、バスの通行にも支障が出るほどの狭さになっております。その中で、道路管理者、北海道と、今の警察、夕張市ということで、いろいろ昨年も地域にお願いを行って、その雪出し等の部分をお願いしておりますけれども、今回も、今、道路管理者と北海道で、余りひどい部分について注意喚起を行いながら、また、町内会も含め、歩道、市も含めて、今後また地域にお願いに行こうという形で今取り組んでいる状況です。

(議長)

されたか、されていないかなのですけれども、されたのですか。

(都市計画土木担当課長)

現在は、道路管理者として、朝のパトロールのときにやっているときは注意、個別に注意はしているということで、土現等のパトロールからお聞きしております。合同ではまだ、これから今、日程組んでやる状況でございます。

(議長)

これは毎年のことです。昨年もそういう実施もされて、もう既にこれは担当課はもちろんですけれども、市民も含めて全員がああ場所を通って見ているわけで、もう十分、言わなくてもおわかりのとおり、先日までは大変ひどい状況でした。地域のご理解をやっぱり得ていただくために、もう少し、いま一度、やはり地域との連携といいましょうか、お願いを、強力的に働かせていかなければ、やっぱり非常にまずい状況だと思いますね。ここは早急に対応していただくべきと考えます。お願いします。

それともう 1 点、そのほかなのですけれども。そのほかの部分で、ちょっときょうの案件には上がってはおりませんけれども、一応、担当課の視点からとしても十分関係ありますから、ちょっと出しておきたいと思います。以前から生活館及び集会所、コミセンのあり方については、その維持の運営、あり方についてどうなのだとということで議会議論もされてきました。また、地域要望も十分上げてまいりました。さらには、本会議においては、平成 24

年度第 3 定以降、それぞれの議員が、生活館及び集会場の運営、あるいは、指定管理等の運営が行われている集会施設の今後のあり方ですとか、それぞれの、まさしく質問の趣旨はそれぞれ同じですけれども、そのどれもが生活館及び集会所等の今後の運営の方式のあり方についてという観点で、今日までそれぞれ本会議でも質問してきました。さらには、各委員会ごとにも、ただし、これは生活館的な部分の要素もかかわるということで、生活館は市民課、あるいは集会所は住宅課と、農業研修センターは農林と、非常に課がまたがってしまう部分があるから、あえてこれは市民課のほうで一本で質問していきますよと、委員会の中ではそういった集中審議を市民課を中心にさせていただきました。ただし、課がまたがるということなので、これは十分、庁内においても横の連携を働かせながらということをして今日まで言ってきました。さらには、ご承知のとおり、去年の三者協議の場においては、この生活館、集会所のあり方については、第 1 の優先順位で上げさせていただいている経過もございます。

そこでお尋ねいたしますが、集会所、まさしくきょう、これは建設課ですから、住宅課の観点で、今日までどういう実態調査、どういう動きをされていますか、そこをちょっとお答えください。

(建設課長)

建設課のほうとして、集会所についての市民課で実施したような実態調査については、現在のところ取り組んではございません。今、議長のほうからいろいろと、連携等ということで、対応がとれていたのかという部分だと思いますが、基本的には指定管理者に任せたくくりという認識の中で、ちょっと認識にずれがあったと判断しております。この件については、市民課窓口という形の中で、基本的に相互で内容の確認が必要だったのかなということでは反省しているところでございます。

(議長)

やっていないということですね。ただし、特に一番濃く、議事録を見ますと去年の第 2 定、厚谷議員の質問でも、そちらの市長の答弁でも、また指定管理者制度によるものではございませんがということをつけ加えながらも、集会所施設についてはということで、あえて市のほうから集会所施設のあり方そのものが、必要論ということで答弁しているのですよ。であれば、当然、こちら意識的に生活館及び集会所ということで、議会のほうからもこの議論をさせていただき、去年の三者協議の場においての議会からの要望事項でも、これは、生活館、集会所ということで、きっちりと記載させていただいておりますけれども、そこで、ちょっと理事、お尋ねしますけれども、三者協議では、これはどういうふうに上げさせたのですか。

(鈴木理事)

三者協議の中の上げ方としましては、当方としましては、生活館については、生活館等について、やはり今、非常に困窮している状況だとか、地域コミュニティは大切だということで、生活館について三者協議について議題として上がったところでございます。

(議長)

集会所は上げたのですか、上げていないのですか。

(鈴木理事)

こちらの中で、公営住宅に伴う集会所というものは、この中に含まれていないものというふうに認識してございます。

(議長)

何でそういう判断になったのですか、何の報告もないですよ。そちらの答弁でも、逆にそういうふうにはしていませんですか、逆に、集会所施設の重要性を。何でそんな勝手なことをしているの。

(鈴木理事)

そこのところは、議会のほうに、例えばこの三者協議の内容について詳細な説明だとか、そういったことをしなかったことは当方のほうのあれだと思っています。ただし、先ほど指摘がありましたけれども、生活等もそうですけれども、公営住宅の集会所に関しても、両方とも地域コミュニティの維持だとか、高齢者の引きこもりの観点とか、そういった防止のために、地域コミュニティの維持のためにやはり必要だというふうな認識は、市のほうは持ってございますので、これから、今ちょうど生活館など、集会所も含めて、このコミュニティ維持のための、こういった、今苦しい中でのそういった支えができるかということは、今議論してございますので、これから、あわせて同じように、実情を勘案して判断していきたいと思っております。

(議長)

実情とおっしゃいますけれども、丸 1 年何やっていたのですかという問題ですよ、今ごろになって。これ、今言ったとおり、少なくともこれは、さかのぼると、末広生活館の返上するしないの話からそもそも出てきた、一昨年の段階の話からですよ。先ほども言ったとおり、一番最初には、平成 24 年の段階からも本会議でも質問されている中身でありますし、それ以降ずっと当委員会の中でも、ありとあらゆる場面とは言わないけれども、担当課の、特に市民課の中で集中議論でさせていただいていますよね。引き継ぎもされているか、されていないか、そんなことは知ったことではないけれども、前理事の段階からしていますよ、これ。それを、先ほど担当課に聞いたら、生活館のほうはきちんと議論されてきているようだけれども、集会所のほうは

やられていないではないですか。何でこれはやられていないのですか。おかしいではないですか、これ。

(鈴木理事)

議長おっしゃるとおり、平成 24 年の議会答弁をひもときますと、確かに集会場について当方のほうから、これについても検討していきますというふうに答弁してございます。ですから、ここまでのところ、集会所についての調査について、生活館と比べて非常におくれたというところは、率直にこちら側の不手際だと思ってございます。

(議長)

わかりました、不手際、ミスだったと思いますので、これは、早急に取り戻す上でも、まだ予算議会終わっていないわけですから、今年度の新年度予算にあわせて、当然これは上げるべき予算と考えていますね。

(鈴木理事)

先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、今の市の認識としましては、生活館も、または集会所も、いろいろな集会所の現状がございましたけれども、地域コミュニティーの維持について大切な施設だと、これからも維持していく対象となっていくべき施設だというふうに認識してございますので、それらとあわせてやっていきたいと思っております。

(議長)

いずれにしても、今まで議論、本来であればして、本来ならこの時期であればある程度固まっていなければいけない中身のもの、一番重要なものが忘れ去られている、これ自体がどうなのだという問題はあります。しかしながら、予算提案がまだ受けられていないわけですから、これは予算審議の中でしっかり見させていただいて、当然、しかるべきこういった予算措置、上げられてくるはずだと思いますので、そこをしっかりと判断をさせていただいて、今後、こちらとしても見きわめていきますけれども、ミスはミスとして、取り戻すべき挽回をしていただきたいと、切にこれは要望しておきます。

(大山委員長)

そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【保健福祉課】

1. 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の公募結果について
2. 「滝ノ上季節保育所」の閉園について

3. 「夕張市子ども・子育て支援事業計画」策定に係るアンケート調査の実施について
4. 「夕張市子ども・子育て会議」の設置について
5. 障害福祉サービスに係る特別地域加算の未認定について
6. その他
(大山委員長)

それでは、次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

ご苦労さまです。まず 1 点目、地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の公募結果についてご報告申し上げます。

公募につきましては、さきに 10 月の委員会において実施する旨、報告させていただいておりましたが、10 月 31 日から 11 月 29 日まで公募した結果、1 事業者の応募がありました。法人の内容、運営方針、事業の確実性、施設の運営、もろもろ適正に評価した結果、事業者が適切だということで決まりました。事業者名につきましては、株式会社クオス、これは栗山町松風 2 丁目 120 番地 11 にございます。事業の概要といたしましては、建設予定地が紅葉山 235 番地 11、総事業費が 6,202 万 7,000 円、そのうち定額の補助 3,540 万円につきましては、全額北海道の介護基盤緊急整備等特別対策事業から補助されるものでございます。整備数につきましては、1 ユニット定員 9 名、完成につきましては平成 26 年 3 月を予定しております。なお、この事業者につきましては、市内におきまして、デイサービス事業、居宅介護支援事業などを展開しているほか、栗山町で認知症高齢者グループホーム 2 カ所、デイサービス 2 カ所、訪問介護 1 カ所などを運営している事業者でございます。

2 番目以降につきましては、生活福祉課担当課長よりご説明申し上げます。
(生活福祉担当課長)

それでは、私から 2 番目の案件からについてご説明させていただきます。

まず、一つ目が「滝ノ上季節保育所」の閉園についてということで、資料 2 をごらんください。滝ノ上季節保育所につきましては、メロンの農繁期、4 月から 11 月に臨時的に開設する季節保育所といたしまして、昭和 48 年から 40 年間にわたり運営をされてきたところでございます。この保育所、30 年間勤務された保育士、63 歳になる方なのですけれども、平成 25 年度をもって退職されたところでございます。保育所の設置運営主体でございます滝ノ上季節保育所運営委員会におきましては、後任保育士の確保にご尽力されてきたところではありますけれども、季節雇用という不安定な雇用形態、これらの課題もございまして、新たな保育士の確保が困難となり、平成 25 年度をもって滝ノ上季節保育所を閉園されるという決断をされ、市担当課にもご相談を

いただいたところでございます。滝ノ上季節保育所は昨年 11 月末をもちまして、季節開設なものですから、実質的な運営が終了いたしました。大きな区切りを迎えましたことから、12 月 14 日、土曜日でございますけれども、これまでかかわってこられました地域の皆様を初め、多くの関係者が参集いたしまして、滝ノ上季節保育所の閉園式典がとり行われたところでございます。今後の手続でございますけれども、平成 25 年度をもって滝ノ上季節保育所が廃止となりますことから、児童福祉法の規定によりまして、今年度中に、施設の管理者は北海道知事宛、認可外保育所の廃止に係る届け出を行うということになります。これが資料 2 です。

続きまして、資料 3、項目 3 番目の夕張市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の実施ということでございます。

子育て関連の事業計画につきましては、これまでも委員会等で報告させていただいたところでありますけれども、9 月議会で補正させていただいて、業者の選定等終わりました、その後、調整が終わりまして、今回、新たな形になりまして、市民の方に、保護者の方にアンケート調査を配付するというところまでたどり着きましたので、その内容についてご報告させていただきます。

1、調査目的で書いています。波線のところを読んでまいりますけれども、次世代を担う子どもの健全な育成と社会全体で子育てを支援する体制の整備が急務となり、平成 15 年、国におきまして次世代育成支援対策推進法が策定され、各自治体に、この次世代法に基づく行動計画、これの策定が義務づけされたところでございます。ただ、この次世代育成推進法が、いわゆる時限立法ということで、27 年 3 月末をもって終わるということでございまして、国におきましては、平成 24 年 8 月、子ども・子育て支援法、この新たな法律を制定いたしまして、先ほどの次世代にかわる新たな市町村の行動計画ということで、子ども・子育て支援法に基づく計画を策定を義務づけたところでありまして、本市におきましても、この計画策定に当たり、非常に大きな計画を進めるに当たって、子育て世代のニーズ調査を把握するというところで、アンケート調査を実施するものであります。

2 番の調査対象児のところを見ていただきたいのですが、大きく分けて未就学児と小学生と分かれております。未就学は国において必須ということで、小学生においては国では必須ではないのだけでも、国から標準の様式が示されていることでありまして、夕張にも未就学児、小学生両方についてアンケート調査を実施させていただいたところでございます。未就学のうち最も年少である児童 178 人というのが、世帯に未就学の子ども、3 歳とか 5 歳がいれば、保護者に二つも書いてもらうのがちょっと、なかなか手間もか

かりますし、回収率の向上もかねて、そういうところは最も低い年齢の子ども宛名をラベルに張って、この子どもさんについて書いてくださいということで書いております。小学生につきましても、184 人ですけれども、同様の考え方で、小学生が世帯に複数いる場合は、一番小さな子どもについてアンケート調査を実施いただくということで、合計 362 人について配付しております。

調査方法につきましては、アンケート用紙を郵送いたしまして、返信用切手を張って、郵送での回答を基本といたしますけれども、回収率を上げるために、市内 3 カ所の認可保育所、小学校に協力依頼済みでございまして、そちらに届け出ていただいても回収できるということになっております。

4 のアンケート調査の期間、アンケート用紙の発送、1 月 27 日月曜日ということで書いておりますが、業者から、実は準備が少し早く整ったということでありまして、実は先週の木曜日に発送することができまして、少しでも早くお届けできるような形にさせていただいております。アンケート用紙の回収期限につきましては、2 月 10 日ということでございます。

アンケートの最終原稿につきましては、お手元でございます別紙 2、別紙 3 ということで、ちょっと見ていただきたいのですけれども、別紙 2 が就学前児童のいる世帯ということで、全部で 27 項目ございまして、先ほど言ったように、国からの必須なり標準的なものを示した項目に加えて、市の独自部分も加えております。参考までに、市の独自の部分は、この 10 ページの間 19 から、これ以降が市の独自に調査している項目でございまして、同様に、別紙 3、小学生のいる児童、これも国の必須でなくて基本的考え方なのですけれども、3 ページの間 10 から市の独自、オリジナルの項目を保護者の方に調査しているということでございます。

以上が、アンケート調査の実施概要ということでございます。

続きまして、項目の 4 番目です。夕張市子ども・子育て会議の設置ということで、資料 4 をごらんいただきたいと思います。

子ども・子育て会議設置の目的ということで、先ほどのアンケート調査の中でもお話しさせていただいたのですけれども、さきの法律、国の法律ですね、次世代育成推進法、このときも各市町村においては計画を策定するという部分が義務づけられておりまして、そのときは夕張市次世代育成支援対策行動計画に係る庁内検討会議ということで、内部組織を立ち上げまして、計画に当たって、いろいろそこで議論もしてきたところであるのですけれども、今般、子ども・子育て会議が、学校でも子育て支援法が策定するに当たって、その庁内検討会議を改組し、新たに本市における子ども・子育ての計画をさまざまな形で議論していくということで、夕張市子ども・子育て会議を設置

するということにしたいと思っております。

子育て会議は、市内の保育、教育関係機関等の代表、あるいは公募による委員、保護者等を加えて、表のとおり構成するということで、市の理事、保健福祉課、教育課、まちづくり、あとは、小学校ですとか、保育所だとか、幼稚園だとか、各関係機関、あと、子どもの保護者等、これは公募によりまして2名公募するということで、2月の広報ゆうばりで、この子育て会議に、応募の動機、子育てに関する意見をいろいろお寄せいただいて、2月1日から2月20日までご応募いただきたいというふうに、広報ゆうばりに載せるということにしております。

3番は、子育て会議の設置についてということで、先ほど言いました公募による委員の決定をもちまして、2人ぐらい設置ということで、4に書いてあるのですけれども、25年度、3月に、一回、アンケートの取りまとめの状況だとかが出てくると思うのですので、それについてまとめていろいろ議論して、26年度、4回程度やりたいと思っております。設置要綱の案につきましては、後ろの別紙のとおりというふうになっております。

続きまして、項目の5番です、障害福祉サービスに係る特別地域加算の未認定ということでございます。これは資料5をごらんいただきたいと思います。さきに新聞報道等でご承知いただいている方も多いかと思うのですけれども、一番後ろ、道新さんの新聞をちょっと見ていただきたいと思いますのですけれども、昨年12月6日、道新に、障害福祉特別地域加算金未支給、道内73市町村ありましたということで載っています。この四角で囲んでいる全対象事業者の未支給が14市町村、対象事業者への一部未支給59市町村ということで、夕張が一番最初に載っておるところでございます。道内で約4割未支給があったということでございまして、これを受けて、道庁から調査がございまして、夕張でもあったということが判明いたしまして、その後、事業所の確定、あと、所要額について精査してまいりまして、今般、それについて取りまとめたということもございまして、今回、報告をさせていただくということでございます。

済みませんが、また資料5に戻っていただいて進めさせていただきます。

1の経緯についてということでございます。平成21年4月の障害者自立支援法の制度改正ということで、非常に大きな障害者の法改正がございました。福祉関係で、さまざまな法改正なのですけれども、とりわけ障害者の法改正は非常にたびたびあるということで、制度改正も、かなりばたばたの時期であったというふうには認識しております。

障害福祉サービスの居宅介護を初めとした在宅への訪問系サービスを対象に、事業所の報酬といたしまして、サービス経費に加算を算定できる制度が

開設されました。具体的には、サービスの提供地域が特別地域、過疎地域等に該当する場合、夕張は過疎地域なのですけれども、サービスに要した経費、基本報酬部分の15%を加算して事業所が請求できる内容でございます。さらには、24年4月から施設入所系の制度改正もありましたけれども、こちらについては、夕張では適正に実施していたものですから、新聞報道には、全部ではなくて一部ということとなっております。

2、本市の加算の認定状況についてということでもありますけれども、本市におきましては、21年4月の制度開始より、訪問系サービスを対象とした特別地域加算、先ほど言いました、夕張は過疎地域に指定されているものですから、こちらの特別地域加算に費用、報酬を上乗せできるのですけれども、その認識をしていなかったということで、大変ご迷惑をおかけいたしました。また、市内の各サービス提供事業所においても、制度の内容について把握をされていなかったということを確認しております。したがって、加算が認定されていない状況が平成21年4月から続いていたということでございます。先ほどの新聞報道により全道調査が行われ、夕張も含めて未支給、未認定があったということでございます。全道で約4割、73市町村未支給であったということでございます。先ほども言いましたけれども、本市におきましては、未認定となっているサービスが、居宅介護協議会に24年4月からの相談サービスについては適正に支給しているということでございます。

3の対応状況についてでございます。未認定分につきましては、21年4月から、これらのサービスの提供実績のある市内2カ所の事業所に直接伺いまして謝罪をいたしましたことと経過をお聞きいたしまして、今回まとめたのが、この表に書いてあるとおりでございます。国なり道なりからも未認定が発生したということで指示があって、当然、今回は21年4月にさかのぼって、遡及いたしまして、全額精算をさせていただくということでございます。額につきましては、A事業所、B事業所というふうに書いているのですけれども、このうち、ホームヘルプサービス事業について未認定があったということで、合計が190万円ということで、今、事業所で最終調整中ではありますが、ほぼこの額で固まるのかなというふうに思っています。なお、費用負担につきましては、国2分の1、道4分の1、市4分の1、市の持ち出しが約47万5,000円ということになっております。所要額につきましては、3月補正で障害の自立支援給付費の全体の増が見込めるものですから、それにプラスして、この部分、所要額を要求させていただいているというところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

(大山委員長)

その他はございませんか。

(生活福祉担当課長)

ありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(厚谷委員)

済みません、確認をさせていただきます。まず、きょう報告いただいた、4番、夕張市子ども・子育て会議の関係なのですが、要綱を拝見しましたら、その中にはちょっと出てきていないようですので確認させていただきたいのですが、まず、会議は公開か非公開かということと、それから、議事録の公表というのをご予約されているかどうかということなのですが。

(生活福祉担当課長)

今回、案ということでお示しさせていただきまして、市のこれから決済という形、きょう報告させていただいている市の決済、内部決裁通してということになりますので、公開、非公開の部分、あるいは議事録の部分については、今後、詰めてまいりたいというふうに考えております。

(厚谷委員)

ただいまの件は了解いたしました。

それともう1点確認させていただきたいのですが、資料3番でつけていただいております、夕張市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査ということなのですが、市長がこの間、さまざまな場所で、三者協議で子育て環境の充実という協議題があって、年度内にアンケートを実施していきたいというお話しをされていると思うのですが、その実施していきたいというアンケートはこれだという認識でよろしいのでしょうか。

(生活福祉担当課長)

そういう理解で、そうです、そのとおりです。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(角田委員)

ただいまのアンケートについてですよね、アンケートというのは、目的があって、そのいろいろな統計的なところを把握して、会議は持つのでしょうかけれども、夕張市の現状から言うと、特に小学校なんかではひとり親世帯が大変多いという特徴もある中で、夕張市子ども・子育てという中では、一律的なアンケートでは、私はどうなのかなと思うところがありますし、その後に子育て会議を設置するということであるということからすれば、さまざまな

細かい話が出てくるのかなとは思いますが、実際、このアンケートをお願いして協力をいただいた上で、では、そのデータをどう使うかということが本来見えてこない、協力者もあらわれないし、そのことに対して次なる対策も含めて見えてこない、なかなか、ただ単にご意見を伺いましたということで終わってしまうことは、過去にも多々見てきたわけです。この子育てに関するアンケートについては、担当課としては、今どのようなことと考えて、目的としてはどのようなことと考えているのかお聞かせください。

(生活福祉担当課長)

委員ご指摘のとおり、アンケート調査、今後、担当課として今どのように考えているかというご質問でございますけれども、当然、まずアンケートの、国から必須項目もございますので、なり報告するという部分と、市での独自の部分もございますので、それは全体を含めまして、新たに27年度から子ども・子育て支援法に基づく計画を策定するに当たりまして、ご意見を参考にさせていただいて、当然できるものと、できないものと、当市の状況から出てくると思うのですけれども、そこら辺を踏まえて、少しでもよりよいものにしていかなければいけないのかなというふうには思っております。

(角田委員)

これは担当課長に聞いても、市長がみずからの政策でやると言っているわけですから、でも、本来であれば、担当課と市長とはその辺を詰めて、やはり夕張市は夕張市の特徴を捉まえた上で、やはりこれらの事業を策定していかなければならないと。少なくとも、このアンケートについては何のためにとるのということについては大丈夫ですよ。これ、子育てというのは親も含めてですよ、当然、親の視点が半分以上入って当たり前ですよ、育てる環境という意味合いもあるわけですから、そこからすると、今、前段でも言いましたけれども、特徴的にひとり親世帯が多いということも含めて、やはり夕張市の策定というわけですから、それらを勘案した上での策定がなければ、隣まちと同じ内容が出てきたのでは、これは夕張市の策定とは言えないので、そこら辺を十分、これからアンケートをとって、そして、その情報を得た上で、どう手だてしていくかということは隣まちの同じような資料で、北海道、国もですからということにはならないということを前提にお願いしておきます。これはいいです、答弁要りません。

(大山委員長)

ほかに。

(厚谷委員)

今、角田委員のほうからもお話あったので、ちょっと先ほどの私の質問も唐突だったのでちょっとお話をさせていただきたいと思うのですが、市長が

この間言っていた子育て環境の充実、これから全町的に考えるというお話をいろいろされていると思うのですが、その流れからいくと、財政破綻以降、子育て環境の充実というのは市として考えてきていなかったと、そういう状況の中で三者協議の協議課題にして、それを年度内にアンケートをとって具体的に検討を始めていきたいと、こういう流れだったのですが、きょう、資料 3 につけていただく書類を拝見しますと、これは、少なくとも国の法律が変わって、支援事業計画の策定が義務づけられてアンケート調査するという整理の仕方になっていますよね。それで、先ほど私が、今回やるアンケートというのは、あくまでも法改正に伴って事業計画を策定しなければならないからやるアンケートで、市長が言っている年度内のアンケートとは別なのかなというふうに受けとめたのですが、先ほどご答弁いただいた内容でよろしいということなのですよ。

(叶野理事)

補足させていただきます。アンケート調査自体は、これをもってアンケート調査としたいところでございます。先ほど、担当課長から、必須の項目と、国として調べなければいけない項目のほかに、独自の項目を盛り込みましたということの中で、保健福祉課を中心に、教育、それからまちづくり企画室と、どういう項目を折り込んでいけば、この国費を使った中で有効にアンケートをとれるかということを模索しまして、つけ足させていただいたところで、必須項目以外の、夕張独自としているということをあえて、国の調査でございますけれども、つけ足させていただいているというところがございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(厚谷委員)

はい。

(大山委員長)

ほかに何かありませんか。

(熊谷委員)

今のお話を伺っていて、夕張市内ではまだ全く実績のない、いろいろな拠点事業とか、その他サービスが出されていますよね。それで、市長の公約というか、アンケートをとるのだという、その方針のことも含めてというようなご答弁だったかと思うのですが、今、全くやられていないことも、ほかの市町村で受けたことがありますかというのは、転勤して来る方だったらそういうこともあるかというふうには思うのですが、今やられていないことで、もし希望が多ければ、今後、夕張でもやるということも考えた上でのアンケ

ートということに認識をしてよろしいでしょうか。

(叶野理事)

先ほど課長のほうから説明がありました、未就学前の独自項目というのは10ページのナンバー19から、それと、小学生を対象にしたものについてはナンバー10からと、それ以前のお話については、夕張市のほうではどうしようもできない必須の調査項目ということでご理解いただきたいと。中で、このデータを活用して、どういうニーズがあるかということについても、先ほど厚谷委員からもご指摘ありました、市としては子育ての環境については何も今、手つかずで、模索する状況でございますので、これを有効に使って、どういうニーズがあるか、どういうことが望まれているかというものも、まずはつかんでいこうということでございます。

(熊谷委員)

一応、答弁はわかりましたけれども、けさ見せられて、全部じっくり中見ているわけではないのですよね。いろいろな方たちからのご要望、多分これから、その子育て会議などで出てくるのだというふうに思うのですが、ぜひとも、他市町村の、ほかの地域でこういった事業があるのだということも、その場に出していただきながら、よりよい方向を探っていくというような、そういう前向きな会議にしていただければいいなというふうに要望したいところです。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【財務課】

1. 平成 25 年度特別交付税について
2. 平成 26 年度確定申告相談について
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に、財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

本日、財務課から財政関係 1 件、特交について報告いたします。もう 1 点につきましては、税務関係で確定申告についてということでご報告させていただきます。

それでは、まず、1 番目の 25 年度の特別交付税についてでございます。資

料 1 をごらんください。特別交付税の 12 月交付のルール分と言っているところでございます。これにつきましては、記載のとおり、交付決定年月日が 25 年 12 月 10 日、交付年月日 25 年 12 月 11 日、額につきましては 4 億 2,061 万 4,000 円という決定になっております。次に、前年度での比較ということでございますが、額にして 323 万 3,000 円の減、率にしまして 0.8% という結果になっております。主な減額の内訳ですけれども、この増加と減少とがありますので、主なもので申し上げたいと思います。まず、増加の部分ですが、老人ホーム被措置者という項目がありますが、これにつきましては、養護老人ホームに入所措置されている実人員の増による増加という内容でございます。減少につきましては、再生振替特例債の利子、これが 518 万 9,000 円減となっております。これにつきましては、今年度より元金の償還が始まったことにより利子が減額をしていくと、これから毎年元金が減ることについて、利子については落ちていきます。その分、元金が上がっていった、平均的には 25 億 6,000 万円、毎年払うと、こういう借入れの条件というか、商品になっているところでございます。最後に、再生計画との比較ということなのですが、財政再生計画の計上額、これは平成 22 年度の見込み額に対しまして、毎年度 0.1% ずつ落としていくという算定の方法をとっております。したがって、12 月分と 3 月分とありますけれども、これを別々に算定しているということではなくて、特別交付税として 0.1% ずつ落としているということなので、比較はできないということでございます。

資料 1 についての説明を終わらせていただきます。

次、2 番目の確定申告について担当課長からご説明をさせていただきます。
(税務担当課長)

平成 26 年度の確定申告相談についてご報告をいたします。お手元に配付の資料 2 にお示ししておりますが、今年度分につきましては、2 月 17 日から 3 月 14 日までの 2 日間、相談窓口を開設いたします。内容といたしましては、例年とほぼ同様でございます。会場は市役所と市民研修センターの 2 カ所とし、混雑緩和のための地区指定を行ってございます。また、日中の来場が困難な方のために、3 月 6 日においては南署のほうで、3 月 12 日は市役所で、夜 7 時までの夜間相談の窓口を開きます。この期間中には約 2,000 人近くの市民が来場される見込みであることから、申告の必要のない方は受け付けの段階で判断するなど、待ち時間の短縮を図る工夫を行いながら、市民への適切な対応に努めてまいりたいと考えてございます。なお、市民周知につきましては、記載のとおり、市広報 2 月号への掲載、ホームページでの公開、公式ツイッターでの情報発信などを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

(大山委員長)

その他ございませんか。

(財務課長)

ございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 24 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
